

年金機構けんぽからのお知らせ(第332号)3. 4. 5

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様へ

(一部負担金等免除関係)

令和2年7月の豪雨により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当健保組合では、令和3年3月末までの間、健康保険一部負担金等の免除を行っておりますが、令和3年6月末まで引き続き免除を実施することといたしましたのでお知らせします。

1 一部負担金等の免除の対象となる方

令和2年7月豪雨にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する被保険者または被扶養者の方で、次のいずれかの申立てをした方。

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡しました重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

2 一部負担金等の免除期限

令和3年6月30日

3 免除証明書の発行

一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関等の窓口に被保険者証とともに一部負担金等にかかる免除証明書を提示する必要があります。

「健康保険一部負担金等免除申請書（様式1）」を記入し、申請書に被災状況が確認できる書類（罹災証明書等）を添付の上、当健保組合へ郵送してください。

4 一部負担金等の還付

一部負担金等の免除対象となる方が、既に医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合は、一部負担金等の還付を受けることができます。

「健康保険一部負担金等還付申請書（様式2）」を記入し、還付を受けようとする一部負担金等の領収書（原本）を添付の上、当健保組合へ郵送してください。

※ 上記3、4ともに、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージ、はり灸などは対象となりませんので、ご注意ください。

5 任意継続被保険者保険料の納付期限延長

一部負担金等の免除の対象となる方で、納付期限の延長を希望される場合は、申出（文書または電話）により、被害状況を勘査して個別に納付期限の延長をいたします。

また、免除の基準に満たない場合であっても被害状況に応じて納付期限の延長をいたします。

お問い合わせ先

日本年金機構健康保険組合 業務課

一部負担金について 浅野・日野

任継保険料について 浅野・平田

〒168-8548

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

電話：03-5336-0313